

# 流山市電子入札システム運用基準

流 山 市



---

# 目次

1. 総則.....	1
1.1 趣旨.....	1
1.2 用語の意義.....	1
2. 共通事項.....	3
2.1 電子入札システムについて.....	3
2.2 電子入札システムの利用者について.....	3
2.3 対象入札方式.....	3
2.4 対象入札案件.....	3
2.5 入札情報サービスについて.....	3
2.6 システムに関する問い合わせについて.....	4
2.6.1 千葉県電子自治体共同運営協議会のサポートデスクの受付時間.....	4
2.7 システムの運用時間.....	4
3. 電子入札システム.....	5
3.1 ICカードの取扱いについて.....	5
3.1.1 利用者登録について.....	5
3.1.2 利用者登録内容の変更について.....	5
3.1.3 ICカードの名義人について.....	5
3.1.4 ICカード複数枚の登録について.....	5
3.1.5 ICカードの更新について.....	6
3.1.6 ICカードの失効について.....	6
3.1.7 入札参加中のICカードの取扱い.....	6
3.1.8 特定建設工事共同企業体におけるICカードの取扱い.....	6
3.2 対象入札案件の取扱いについて.....	7
3.2.1 一般競争入札参加資格確認申請書等の提出について.....	7
3.2.2 一般競争入札参加資格確認申請書等の提出後の辞退について.....	7
3.2.3 入札参加申込締切日時を変更した場合について.....	7
3.2.4 案件が変更された場合について.....	7
3.2.5 案件が取り消しされた場合について.....	7
3.3 一般競争入札参加資格申請書等の添付資料の取扱いについて.....	8
3.3.1 必要書類の添付について.....	8
3.3.2 ファイルの圧縮形式について.....	8
3.3.3 電子入札システムで添付できない必要書類の提出について.....	8
3.3.4 必要書類の再提出について.....	9
3.3.5 ウィルス対策について.....	9
3.4 指名通知及び入札書の取扱いについて.....	10
3.4.1 指名通知について.....	10
3.4.2 入札書の提出について.....	10

---

3.4.3	入札書受付締切予定日時を変更した場合について.....	10
3.4.4	入札書提出後の辞退について.....	10
3.4.5	入札書未提出の取扱いについて.....	11
3.5	入札金額内訳書の取扱いについて.....	12
3.5.1	入札金額内訳書の添付について.....	12
3.5.2	ファイルの圧縮形式について.....	12
3.5.3	電子入札システムで添付できない入札金額内訳書の提出について.....	12
3.5.4	ウィルス対策について.....	13
3.6	開札について.....	14
3.6.1	開札方法について.....	14
3.6.2	開札時の立会いについて.....	14
3.6.3	落札者決定について.....	14
3.6.4	くじになった場合の取扱い.....	14
3.6.5	再度入札について.....	14
3.6.6	不落随意契約について.....	15
3.6.7	入札の保留について.....	15
3.6.8	開札の延期について.....	15
3.6.9	入札の取止めについて.....	15
3.6.10	入札結果公表について.....	15
3.7	電子入札案件に紙入札業者として参加する場合.....	17
3.7.1	紙入札業者として参加を認める場合の条件について.....	17
3.7.2	紙入札業者として参加する場合の取扱いについて.....	17
3.7.3	紙入札業者の提出期限及び提出場所について.....	17
3.7.4	紙入札業者の再度入札について.....	17
4.	入札情報サービス（P P I）.....	18
4.1	案件公表の範囲.....	18
4.1.1	システムの利用者について.....	18
4.1.2	対象案件の範囲.....	18
4.1.3	電子入札対象案件の明示.....	18
4.2	入札情報サービスの提供情報について.....	18
4.2.1	入札公告.....	18
4.2.2	入札結果.....	18
5.	システム障害等の取り扱いについて.....	19
5.1	発注機関のトラブル.....	19
5.2	電子入札業者のトラブル.....	19
5.2.1	入札参加希望業者が I C カードを紛失又は破損した場合.....	19
5.2.2	入札参加業者が I C カードを紛失又は破損した場合.....	19
5.2.3	プロバイダ障害、回線障害及び認証局障害の場合.....	19
5.2.4	停電が起こった場合.....	20

---

---

5.2.5 機器類（パソコン等）に障害が起こった場合 .....	20
5.2.6 その他の場合 .....	20
6. 不正行為等の取り扱いについて .....	21
6.1 ICカードを不正使用等した場合の取扱いについて .....	21
6.2 添付された書類にウイルス感染があった場合 .....	21
7. 免責事項 .....	22
7.1 流山市電子入札システムの改修、運用停止等 .....	22
7.2 流山市電子入札システム運用基準の変更 .....	22



# 1. 総則

## 1.1 趣旨

この運用基準は、流山市電子入札システムの適切かつ円滑な運用を図るため、法令又は流山市財務規則及び流山市契約事務取扱実施要領に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## 1.2 用語の意義

### (1) 流山市電子入札システム

流山市の発注に係る工事又は製造の請負、測量、調査、設計等の委託及び物品の買入れその他の契約に係る入札を処理するシステムで、電子入札システム、入札情報サービス、入札参加資格申請システムで構成される。

流山市電子入札システムは、千葉県及び千葉県内の市町村等が共同利用する「ちば電子調達システム」を利用するものとする。

### (2) 電子入札システム

入札案件の登録から参加申請書・入札書の提出や受理並びに落札者決定までの事務（以下「入開札事務」という。）をコンピュータとネットワーク（インターネット）を利用して処理するシステムをいう。

### (3) 入札情報サービスシステム

入札公告、入札結果等に関する情報をインターネット上に公表するシステムをいう。

### (4) 入札参加資格申請システム

入札参加業者が入札に参加するため、入札参加資格者名簿へコンピュータとネットワーク（インターネット）を利用して登録申請を行うシステムをいう。

### (5) 入札参加資格者名簿

流山市一般（指名）競争入札参加業者資格者名簿をいう。

### (6) 電子入札

この運用基準において、電子入札システムで処理する入開札事務をいう。

### (7) 紙入札

紙に記載した競争入札参加資格確認申請書、入札書及び見積書等を使用して行う入開札事務をいう。

### (8) 電子入札業者

この運用基準において、電子入札システムに参加する入札参加者をいう。

### (9) 紙入札業者

紙に記載した競争入札参加資格確認申請書、入札書及び見積書等を使用して行う入札参加者をいう。

### (10) 発注機関

案件を発注する流山市及び流山市上下水道局をいう。

(11) ICカード

コアシステム対応認証局が発行した電子的な証明書を格納しているカードをいい、電子入札業者と発注機関の双方でICカードを使用した情報のやり取りを行う。インターネットなどを利用した電子文書のやりとりで、なりすましや改ざんを防止するために使用される。

(12) 電子くじ

電子くじの公平性を保つため、電子入札業者が入力した任意の数値（くじ入力番号）と処理時刻を用いた演算式により、コンピュータで落札者を決定するシステムをいう。



## 2. 共通事項

### 2.1 電子入札システムについて

電子入札システムとは、入札手続き及びこれに関連する情報の公表等をインターネット技術を利用して行うことにより、入札過程におけるコストの縮減を図るとともに、発注機関におけるより一層の透明性及び競争性の確保を図るものとする。

また、このシステムは、従来紙により行われてきた各業務を電子化することにより、入札・契約事務の簡素化・合理化を図るものとする。

システムは、発注機関で案件登録、入札参加資格、入札書等の受付確認及び通知、開札執行、開札結果の通知などを行う「発注者機能」、電子入札業者側で入札書提出などを行う「受注者機能」、電子データの授受、非改ざん等を保証する「電子認証機能」などから構成される。

### 2.2 電子入札システムの利用者について

電子入札システムを利用する者は、認証局が発行した電子証明書を格納した I C カード（以下「I C カード」という。）を取得し、入札参加資格者名簿に登録された者とする。

注：電子証明書とは、情報の発信者が本当に本人であることを受信者に証明する電子的な証明書で、インターネット上の身分証明書として利用する。

### 2.3 対象入札方式

電子入札システムの対象入札方式は、次の入札方式とする。

- ① 一般競争入札方式
- ② 指名競争入札方式
- ③ 随意契約

### 2.4 対象入札案件

この基準は、電子入札で行うものとして、あらかじめ発注機関が指定及び公表する、工事又は製造の請負、測量、調査、設計等の委託及び物品の買入れ等に係る調達案件に適用する。

この基準を適用する入札にあっては、原則として全ての入札参加者がシステムにより電子入札を行うものとする。

### 2.5 入札情報サービスについて

入札情報サービスにおいて、調達案件や入札結果などの情報をインターネット上に公表することで、案件閲覧に伴う物理的・時間的制約等の軽減による入札参加業者における入札機会享受の平準化と発注機関の保有する情報を広く市民に公表することで、電子入札の透明性の向上を図るものとする。

## 2.6 システムに関する問い合わせについて

電子入札システムを利用する利用者に対し、円滑にシステムを運用するため千葉電子自治体共同運営協議会のサポートデスクを利用するものとする。

### 2.6.1 千葉県電子自治体共同運営協議会のサポートデスクの受付時間

千葉県電子自治体共同運営協議会のサポートデスクの受付時間は、県の休日（千葉県の休日に関する条例を参照）を除く 9：00～17：00 とする。

なお、17：00以降の受付は、電子メールとし回答は翌日以降に行うものとする。

## 2.7 システムの運用時間

電子入札システムの運用時間は、原則として次の表のとおりとする。

No.	対象者	電子入札システム
1	発注機関	8：00から24：00まで (県の休日も含む)
2	入札参加者	8：00から24：00まで (県の休日も含む)

ただし、システムメンテナンス等によりシステムを停止できるものとする。

その場合、ちば電子調達システムポータルサイトにおいて公表するので、入札参加者は最新の情報に留意するものとする。

## 3. 電子入札システム

### 3.1 ICカードの取扱いについて

#### 3.1.1 利用者登録について

電子入札システムの利用者登録は、初めて電子入札システムを利用する場合及び新しくICカードを取得した場合に行うものとする。

利用者登録は、入札参加資格者名簿とICカードの情報が一致していなければならない。

#### 3.1.2 利用者登録内容の変更について

電子入札利用者登録事項に変更が生じた場合、速やかに登録内容の変更を行うものとする。

変更内容は以下のものとする。

企業情報

- ① 代表郵便番号
- ② 代表FAX番号
- ③ 部署名

代表窓口情報、ICカード利用部署情報

- ① 連絡先名称（部署名等）
- ② 連絡先郵便番号
- ③ 連絡先住所
- ④ 連絡先氏名
- ⑤ 連絡先電話番号
- ⑥ 連絡先FAX番号
- ⑦ 連絡先メールアドレス

#### 3.1.3 ICカードの名義人について

ICカードの名義人（商号又は名称、住所を含む。以下同じ。）は、流山市一般（指名）競争入札参加業者資格審査を申請した代表者又は代理人（年間委任状における入札に関する権限の受任者）とする。

ただし、代理人は代表者のICカードを利用できる。

なお、名義人の変更等の事由が発生した場合、必要に応じて再取得の手続きを行うものとする。

#### 3.1.4 ICカード複数枚の登録について

入札参加者は、ICカードの喪失又は破損等に備えて、予備のICカードを購入しあらかじめ利用者登録を行うことを推奨する。

### 3.1.5 ICカードの更新について

入札参加者は、ICカードの有効期限切れが間近な場合、ICカードの更新を行うものとする。

また、ICカードの更新は、旧ICカードの有効期限内に限り実施可能なものとする。

ただし、更新のための新規ICカードは、「所属組織名」「所属組織の本店所在地」「利用者氏名」「利用者の住所（ローマ字表記）」のカード登録内容のすべてが旧ICカードと一致するものとする。

ICカードの更新後、旧ICカードは有効期限内であっても利用不可能となるため注意するものとする。

### 3.1.6 ICカードの失効について

以下に示す事象が発生した場合、ICカードが失効となるため、速やかに認証局へICカードの失効申請を行うものとし、必要に応じて再取得の手続きをとるものとする。

- ① 紛失・盗難
- ② 破損
- ③ 利用中止
- ④ ICカードがロックした時（ICカード用PINの誤入力）
- ⑤ 名義人となっている代表者を変更した時
- ⑥ 以下に示す、電子証明書情報を変更した時
  - ・ ICカード企業名称
  - ・ ICカード取得者氏名
  - ・ ICカード取得者住所
  - ・ 所属組織の本店所在地

（登記簿事項証明書記載の本店住所が変更となった場合のみ）
- ⑦ 利用者が退職した時

### 3.1.7 入札参加中のICカードの取扱い

電子入札業者は、同一の電子入札案件において、入札参加申込みから開札日までの間、同一のICカードを使用するものとし、その間、ICカードの有効期限が切れることのないよう注意するものとする。

### 3.1.8 特定建設工事共同企業体におけるICカードの取扱い

特定建設工事共同企業体（以下、「特定JV」という。）用に使用できるICカードは、特定JVの構成員の代表者（入札参加資格者名簿に登載されている者）又は代理人のICカードとする。

## 3.2 対象入札案件の取扱いについて

### 3.2.1 一般競争入札参加資格確認申請書等の提出について

入札参加希望者は電子入札案件について、一般競争入札参加資格確認申請書等の提出は、電子入札システムで行わなければならない。

入札参加希望者は、一般競争入札参加資格確認申請書等の提出を、入札参加申込締切日時（締切日時直前）から相当な期間余裕を持って提出するものとする。

### 3.2.2 一般競争入札参加資格確認申請書等の提出後の辞退について

入札参加者の都合により、一般競争入札参加資格確認申請書等の提出後、入札書の提出前に入札を辞退する場合、入札書受付締切予定日時までに電子入札システムにより辞退の理由を明記した辞退届を提出するものとする。

### 3.2.3 入札参加申込締切日時を変更した場合について

発注機関の都合により入札参加申込締切日時を変更した場合、入札参加申込みをした者に対し電話等により連絡するとともに、流山市ホームページにおいて速やかに公表するため、入札参加者は最新の情報に留意するものとする。

### 3.2.4 案件が変更された場合について

発注機関の都合により調達案件情報を修正した場合、入札参加申込みをした者に対し電話等により連絡するとともに、流山市ホームページにおいて速やかに公表するため、入札参加者は最新の情報に留意するものとする。

### 3.2.5 案件が取り消しされた場合について

発注機関の都合により入札参加申込締切日時前、入札書受付締切予定時刻前及び開札前に調達案件を取り消した場合、既に提出済みの一般競争入札参加資格確認申請書、入札書等は無効とし、入札参加申込みをした者に対し電子入札システムにより中止通知書を発行するものとする。

入札参加者は、電子入札システムにより速やかに中止通知書の内容を確認するものとする。

また、流山市ホームページにおいて速やかに公表するため、入札参加者は最新の情報に留意するものとする。

### 3.3 一般競争入札参加資格申請書等の添付資料の取扱いについて

#### 3.3.1 必要書類の添付について

一般競争入札参加資格確認申請書等の必要書類、工事費内訳書等は、電子入札システムの添付機能を利用して電子ファイルで添付するものとし、ファイル容量は3MB以内とする。

添付する書類の作成ツールは次のとおりとする。

No.	使用アプリケーション	保存するファイル形式
1	Microsoft Word	doc、docx
2	Microsoft Excel	xls、xlt、xlsx、xltx、xlsm
3	PDF ファイル	pdf
4	テキストファイル	txt
5	画像ファイル	jpg、jpeg、gif、png、bmp、tif

注1：ファイル名に半角の「&」、「、」は利用できませんので注意してください。

注2：ファイルにパスワード、Excel マクロ等のプログラムが含まれている場合は、途中でエラーとなり、発注元へ届きません。

注3：圧縮ファイル（zip）の中に、上記1～5以外のファイルを含めないでください。

#### 3.3.2 ファイルの圧縮形式について

ファイルの圧縮形式は、zip形式に限定し、lzh形式及び自己解凍形式（exe形式）は無効とする。

#### 3.3.3 電子入札システムで添付できない必要書類の提出について

添付する書類のサイズが合計3MBを超える場合、別途指定がある場合及び添付することが困難な書類にあつては、郵送又は持参（以下「郵送等」という。）により提出するものとする。

この場合、「提出書類一覧表」（様式1）を電子入札システムの添付機能を利用して電子ファイルで送信した後、次により郵送等で提出するものとする。

① 電子入札システムの競争入札参加申込書提出完了確認画面を印刷したもの及び当該提出にかかる必要書類一式を同封の上、封筒の表に件名を朱書きするものとする。

② 郵送にあつては、配達記録が残る書留郵便等を利用すること。

③ 提出期限は、電子入札システムの参加申込締切日時と同一とし、期限内必着とする。

④ 提出先は、公告文等記載の契約担当課とする。

なお、郵送等により提出する場合は、電子入札システムによる方法と郵送等に

よる方法により分割して必要書類一式を提出することは認められないので注意するものとする。

発注機関は必要な関係書類をすべて受理した時点で、電子入札システムにより参加申請書受付票を発行するものとする。

<添付することが困難な書類の例示>

- ① 提出資料に係る電子ファイルにウイルス感染があることが判明し、完全にウイルスを駆除することができないもの
- ② 図面を添付する必要がある調達案件において、当該図面サイズが大きく電子化することが困難なもの

### 3.3.4 必要書類の再提出について

一般競争入札参加資格確認申請書等に添付した書類に誤り等があり受付票を受理していない時は、参加申込締切日時までに発注機関に電話で再提出の申し入れを行い、承認を得たものに限り必要書類の再提出ができるものとする。

ただし、工事費内訳書の再提出については、認めないものとする。

### 3.3.5 ウィルス対策について

入札参加者は、ウィルス対策用のアプリケーションソフトを導入の上、常に最新のパターンファイルを適用し、書類を作成、添付する際に、必ずウィルス感染のチェックを行うものとする。

添付された書類にウィルス感染があった場合、発注機関は、速やかに当該書類を添付した者に連絡し警告するとともに、対応（書類の提出方法等）について協議するものとする。

## 3.4 指名通知及び入札書の取扱いについて

### 3.4.1 指名通知について

指名通知は、電子入札システムを利用して行うものとする。指名通知書の内容は、以下のものとする。

- ・入札参加業者コード
- ・企業名称
- ・代表者氏名
- ・調達案件番号
- ・調達案件名称
- ・入札開始日時
- ・入札書提出締切日時
- ・内訳書開封予定日時
- ・開札予定日時
- ・その他連絡事項

### 3.4.2 入札書の提出について

入札参加者は電子入札案件について、入札書の提出は、電子入札システムで行わなければならない。

入札書の提出期限は、あらかじめ発注機関が設定した入札書受付締切予定日時をもって、システムにより締切るものとする。

締切予定日時以降、発注機関は、いかなる場合においてもその後は、入札書を受付けないものとする。

入札書受付締切予定日は、入札書受付開始予定日の翌日以降とし、開札予定日は、入札書受付締切予定日の翌日を標準とする。

ただし、入札書受付締切予定日時の翌日が休日の場合、休日の翌日とする。

入札参加者は、入札書の提出を、入札書受付締切予定日時（締切日時直前）から相当な期間余裕を持って提出するものとする。

### 3.4.3 入札書受付締切予定日時を変更した場合について

発注機関の都合により入札書受付締切予定日時を変更する場合、電子入札システムにより入札参加者に対し日時変更通知書を発行するものとする。

入札参加者は、電子入札システムにより速やかに日時変更通知書の内容を確認するものとする。

また、流山市ホームページにおいて速やかに公表するため、入札参加者は最新の情報に留意するものとする。

### 3.4.4 入札書提出後の辞退について

入札参加者の都合により、入札書の提出後に入札を辞退する場合、入札書受付締切予定日時までに電子入札システムにより辞退の理由を明記した辞退申請書を提出するものとする。

なお、入札書受付締切予定日時以降、開札開始予定日時までに入札を辞退する場合は、電話等で入札を辞退する旨を連絡の上、辞退の理由を明記した入札辞退届を契約担当者に持参により提出するものとする。



### 3.4.5 入札書未提出の取扱いについて

入札参加者が、入札書受付締切予定日時までに、入札書又は辞退届の提出を行わなかった場合、「未入札」として取り扱うものとする。

### 3.5 入札金額内訳書の取扱いについて

#### 3.5.1 入札金額内訳書の添付について

入札公告等の規定により入札金額内訳書を添付する案件は、電子入札システムの添付機能を利用して電子ファイルで添付するものとし、ファイル容量は 3MB 以内とする添付する書類の作成ツールは次のとおりとする。

No.	使用アプリケーション	保存するファイル形式
1	Microsoft Word	doc、docx
2	Microsoft Excel	xls、xlt、xlsx、xltx、xlsm
3	PDF ファイル	pdf
4	テキストファイル	txt
5	画像ファイル	jpg、jpeg、gif、png、bmp、tif

注1：ファイル名に半角の「&」、「、」は利用できませんので注意してください。

注2：ファイルにパスワード、Excel マクロ等のプログラムが含まれている場合は、途中でエラーとなり、発注元へ届きません。

注3：圧縮ファイル（zip）の中に、上記1～5以外のファイルを含めないでください。

#### 3.5.2 ファイルの圧縮形式について

ファイルの圧縮形式はzip形式に限定し、lzh形式及び自己解凍形式（exe形式）は無効とする。

#### 3.5.3 電子入札システムで添付できない入札金額内訳書の提出について

添付する入札金額内訳書のサイズが合計 3MB を超える場合、別途指定がある場合及び添付することが困難な場合にあつては、郵送等で提出するものとする。

この場合は、「提出書類一覧表」（様式1）を電子入札システムの添付機能を利用して電子ファイルで送信した後、次により郵送等で提出するものとする。

- ① 二重封筒とし、中封筒に入札金額内訳書を入れ、その表に入札金額内訳書 在中の旨並びに件名を記入すること。
- ② 表封筒に「入札書受信確認通知」を印刷したもの及び中封筒を入れること。
- ③ 郵送にあつては、入札書受付締切予定日を指定（配達日指定郵便）して、配達記録が残る書留郵便等を利用すること。
- ④ 提出先は、公告文等記載の契約担当課とする。

上記の規定にかかわらず、別途指定があるときは、それに従うものとする。

#### 3.5.4 ウィルス対策について

入札参加者は、ウィルス対策用のアプリケーションソフトを導入の上、常に最新のパターンファイルを適用し、書類を作成、添付する際に、必ずウィルス感染のチェックを行うものとする。

添付された書類にウィルス感染があった場合、発注機関は、速やかに当該書類を添付した者に連絡し警告するとともに、対応（書類の提出方法等）について協議するものとする。

## 3.6 開札について

### 3.6.1 開札方法について

発注機関は、開札を事前に設定した開札予定日時後に速やかに行うものとする。

ただし、紙入札による入札参加者がいる場合は、入札執行職員の開札宣言後、紙媒体の入札書を開封し、その内容を電子入札システムに登録後、電子入札書を一括開封し落札者決定を行うものとする。

### 3.6.2 開札時の立会いについて

電子（又は紙）入札業者は開札に、立会うことができるものとする。

立会いを希望する場合は、開札日前日までに発注機関に連絡するものとする。

なお、復代理人が立会う場合は立会委任状（様式4）を立会い時に提出するものとする。

### 3.6.3 落札者決定について

発注機関は落札者が決定した場合、電子入札システムにより入札参加者全員に落札者決定通知書を発行するものとする。

入札参加者は、電子入札システムにより速やかに落札者決定通知書の内容を確認するものとする。

### 3.6.4 くじになった場合の取扱い

落札となるべき同価格の入札参加者が二人以上あり、くじにより落札者の決定を行うこととなった場合、発注機関はただちに電子入札システムにおいて電子くじを実施し、電子入札システムにより入札参加者全員に落札者決定通知書を発行するものとする。

入札参加者は、電子入札システムにより速やかに落札者決定通知書の内容を確認するものとする。

紙入札業者は入札書に記載したくじ入力番号を入札執行者が入力するものとする。

ただし、くじ番号の提出がない場合は、電子入札システムのくじ番号自動生成機能により生成した番号をくじ番号とする。

### 3.6.5 再度入札について

発注機関は再度入札が必要な場合、入札参加者のうち再度入札対象者に対し、電子入札システムにより再入札通知書を発行するものとする。

再度入札対象者は、電子入札システムにより速やかに再入札通知書の内容を確認するものとする。

入札書又は見積書（以下「再入札書等」という。）の提出期限は、原則として初回開札日時の翌日以降とする。

ただし、発注機関が「すべての再入札書等の提出が確認できれば直ちに開札する」旨を再入札通知書又は、見積依頼通知書に明記してある場合、すべての再入札書等の提出を確認後、直ちに開札するものとする。

なお、上記の規定にかかわらず、発注機関が再入札書の提出期限等を別に定めた場合は、それに従うものとする。

### 3.6.6 不落随意契約について

発注機関は不落随意契約（落札者がいないときの随意契約（以下、「不落随契」という。））に移行する場合、電子入札システムにより見積依頼対象者に見積依頼通知書を発行するものとする。

見積依頼対象者は、電子入札システムにより速やかに見積依頼通知書の内容を確認するものとし、以下の通り処理を行うものとする。

ただし、下記の処理を行わない場合、入札参加意思のない者と見なすものとする。

- ① 見積書提出意思のある者は、見積書の提出を行うこと
- ② 見積書提出意思のない者は、辞退届を必ず提出すること

### 3.6.7 入札の保留について

発注機関は入札を保留する場合、電子入札システムにより入札参加者全員に保留通知書を発行するものとする。

入札参加者は、電子入札システムにより速やかに保留通知書の内容を確認するものとする。

### 3.6.8 開札の延期について

発注機関が開札を延期する場合、電子入札システムにより入札参加者全員に日時変更通知書を発行するものとする。

入札参加者は、電子入札システムより速やかに日時変更通知書の内容を確認するものとする。

### 3.6.9 入札の取止めについて

発注機関が入札不調等により入札を取止めする場合、電子入札システムにより入札参加者全員に取止め通知書を発行するものとする。

入札参加者は、電子入札システムにより速やかに取止め通知書の内容を確認するものとする。

### 3.6.10 入札結果公表について

開札を行った場合、発注機関は入札結果を電子入札システム又は市ホームページ等において速やかに公表するため、入札参加者は最新の情報に留意するものとする。

また、発注機関が入札情報サービスシステムを利用した場合、速やかに入札結果を参照できるものとする。

## 3.7 電子入札案件に紙入札業者として参加する場合

### 3.7.1 紙入札業者として参加を認める場合の条件について

発注機関は、次の事由に該当する場合に限り、紙入札業者として入札参加を認めるものとする。

- ① 紙入札業者が、電子入札導入のため、ICカード発行申請中の場合
- ② 電子入札業者が、ICカードの失効及び破損等でICカードが使用できなくなり、ICカード再発行の申請中の場合
- ③ 電子入札業者が、ICカードの記載事項（名義人等）の変更により電子入札システムが利用できない場合
- ④ 電子入札業者が、パソコン、インターネット環境等のシステム障害及びやむを得ないと認められる事由により、入札締切日時までに入札書が提出できない場合
- ⑤ その他、発注機関がやむを得ないと認めた場合

### 3.7.2 紙入札業者として参加する場合の取扱いについて

紙入札業者として入札に参加する場合、入札参加申込締切日時までに「紙入札方式参加届出書」（様式2）を発注機関へ持参し提出するものとする。

また、電子入札業者として入札に参加したのち、前項②、③及び④の理由により、電子入札システムを利用できない場合、入札書受付締切予定日時までに「紙入札方式参加届出書」（様式2）及び「入札書」（様式3）を発注機関へ持参し提出するものとする。

ただし、紙入札業者として入札参加申込みした後の電子入札業者への変更は認めないものとする。

（※指名競争により入札を執行する場合は、入札書受付締切予定日時までに、「紙入札方式参加届出書」（様式2）及び「入札書」（様式3）を提出するものとする。）

上記の規定に関わらず、発注機関より別途指定がある場合は、それに従うものとする。

### 3.7.3 紙入札業者の提出期限及び提出場所について

紙入札業者として入札に参加する場合の一般競争入札参加資格確認申請書及び入札書等の提出期限、提出場所及び提出方法は、「紙入札方式参加届出書」（様式2）を発注機関に提出した時、通知されるものとする。

### 3.7.4 紙入札業者の再度入札について

発注機関は再度入札となった場合3.6.5の規定により再度入札を実施するため、紙入札業者は、再入札期間中に発注機関へ「入札書」（様式3）を提出するものとする。

## 4. 入札情報サービス（P P I）

### 4.1 案件公表の範囲

#### 4.1.1 システムの利用者について

全ての市民等は、I Cカード等の電子認証を必要とせず、入札情報サービスを利用できるものとする。ただし、発注機関は、必要に応じて設計図書等の一部に電子認証を求めることができる。

#### 4.1.2 対象案件の範囲

入札情報サービスへの公表対象案件は、発注機関が発注する工事又は製造の請負、測量、調査、設計等の委託及び物品の買入れその他契約に係る電子入札等の入札情報とするものとする。ただし、発注機関が、入札情報サービスを利用しない場合は、当該内容を市ホームページで公表するものとする。

#### 4.1.3 電子入札対象案件の明示

入札情報サービス又は市ホームページで公表される電子入札案件は、市民及び入札希望者等が電子入札案件であることが解るようにするため、入札公告等において電子入札により執行する旨を明記するものとする。

### 4.2 入札情報サービスの提供情報について

#### 4.2.1 入札公告

入札公告は、一般競争入札に係る建設工事等の概要、参加資格、設計図書などを記載した入札を公告するものとする。

#### 4.2.2 入札結果

入札結果は、入札を実施した建設工事等の入札参加者、入札金額、落札者などの情報を速やかに公表するものとする。ただし、発注機関が、入札情報サービスを利用しない場合は、当該内容を市ホームページで公表するものとする。



## 5. システム障害等の取り扱いについて

### 5.1 発注機関のトラブル

発注機関は、電子入札システム用サーバー及びネットワークなどに障害が発生し、入札業務が処理出来ないことが判明した場合、その原因、復旧見込み等を調査検討し、入札業務の延期、紙入札への移行など運用の変更を行うものとする。

この場合、発注機関は状況に応じて流山市ホームページ、電子メール、電話等の手段により入札参加者（入札参加希望者を含む）に連絡・公表するため、入札参加者は最新の情報に留意するものとする。

### 5.2 電子入札業者のトラブル

#### 5.2.1 入札参加希望業者が I C カードを紛失又は破損した場合

入札参加希望業者は、入札参加申請前に I C カードを紛失又は破損した場合、速やかに認証局に電話連絡を行い、認証局の指示に従い I C カードを無効とする申請及び再発行の手続きを行うものとし、I C カード再発行後、新たに利用者登録を行うものとする。

I C カードの再発行が間に合った場合又は予備の I C カードが準備できている場合は、再発行後の I C カード又は予備の I C カードにより電子入札システムに参加するものとし、I C カードの再発行が間に合わなかった場合又は予備の I C カードを準備できない時は、速やかに 3. 7 の規定により紙入札業者として入札に参加する手続きを行うものとする。

#### 5.2.2 入札参加業者が I C カードを紛失又は破損した場合

入札参加者は、入札参加途中で I C カードを紛失又は破損した場合、速やかに 3. 7 の規定により紙入札業者として入札に参加する手続きを行うものとする。

また、入札参加者は、速やかに認証局に電話連絡を行い、認証局の指示に従い I C カードを無効とする申請及び再発行の手続きを行うものとし、I C カード再発行後、新たに利用者登録を行うものとする。

#### 5.2.3 プロバイダ障害、回線障害及び認証局障害の場合

入札参加者は、プロバイダ障害、回線障害及び認証局障害の場合、インターネット接続業者又は認証局等に電話連絡を行い、障害の状況を調査し、長時間復旧の見込みがたたない時は、速やかに 3. 7 の規定により電子入札業者から紙入札業者へ移行手続きを行うものとする。

また、入札参加希望者は電子入札参加前に、インターネット接続業者又は認証局等のホームページにアクセスし、サービスの運用状況等のチェックを行うものとする。

#### 5.2.4 停電が起こった場合

入札参加者は、天災、電力会社の原因による広域的・地域的な停電が発生した場合、テレビ・ラジオ等のメディア情報により、復旧の状況を調査し、長時間復旧の見込みがたたない時は、速やかに3.7の規定により電子入札業者から紙入札業者へ移行手続きを行うものとする。

#### 5.2.5 機器類（パソコン等）に障害が起こった場合

入札参加者は、機器類（パソコン等）に障害が起こった場合、購入した販売店又はメーカー等に電話等で連絡を行い、障害の状況を調査し、長時間復旧の見込みがたたない時、又は、代替機器を準備できない時は、速やかに3.7の規定により電子入札業者から紙入札業者へ移行手続きを行うものとする。

#### 5.2.6 その他の場合

入札参加者は、上記以外の事象により電子入札システムに参加できなくなった場合、又は、電子入札に関する質問等がある場合、ちば電子調達システムのポータルサイトに掲載してある、よくある質問（FAQ）を参照し、該当事例がある場合は、その対応方法に従い対応するものとする。また、上記により対応できない場合は、千葉県電子自治体共同運営協議会のサポートデスク又は発注機関に電話連絡を行い、その指示に従い対応するものとする。

## 6. 不正行為等の取り扱いについて

### 6.1 ICカードを不正使用等した場合の取扱いについて

発注機関は、入札参加者が次に掲げる場合その他ICカードを不正に使用等した場合には、当該入札参加者の指名を取り消す等、当該入札への参加を認めないことができるものとする。

落札後に不正使用等が判明した場合には、契約締結前であれば、契約締結を行わないことができるものとする。

また、契約締結後に不正使用等が判明した場合には、事業の進捗状況等を考慮して契約を解除するか否かを判断するものとする。

不正に使用等した場合の例示

- ① 他人のICカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した場合
- ② 代表者又は利用者に関する情報が変更となっているにもかかわらず、変更前の代表者又は利用者のICカードを使用して入札に参加した場合
- ③ 同一案件に対して、故意に複数のICカードを使用して複数の参加申請書や入札書を提出して入札に参加した場合

### 6.2 添付された書類にウィルス感染があった場合

3. 3. 5又は3. 5. 4の規定により、発注機関が警告したにも関わらず有効な処置を講じず、再度ウィルスに感染した書類を添付した者については、指名停止等の措置を行うものとする。

## 7. 免責事項

### 7.1 流山市電子入札システムの改修、運用停止等

発注機関は、必要があると認めるときは流山市電子入札システムの改修、運用の停止、中止又は中断を予告なく行うことができることとする。この場合において発生した利用者の損害等について発注機関は一切の責任を負わないものとする。

### 7.2 流山市電子入札システム運用基準の変更

発注機関は、利用者への予告、事前の通知等を行うことなく、流山市電子入札システム運用基準（以下「運用基準」という。）を変更できるものとする。利用者は利用の都度、運用基準を確認することとし、運用基準変更後に流山市電子入札システムを利用した場合は、変更後の運用基準に同意したものとみなす。

附 則

（施行期日）

- 1 この基準は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この基準は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この基準は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この基準の施行の際、現に様式の規定に基づいて作成されている様式は、この基準の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。この場合において、必要な調整をした上、使用することを妨げない。

様式1

## 提出書類一覧表

年 月 日

(あて先) 流山市長

住所

商号又は名称

代表者

(受任者)

担当者名

連絡先(電話)

入札参加に必要な下記の書類について別途提出します。

### 記

1 案件名

---

2 履行場所

---

3 提出書類名

(1) \_\_\_\_\_ ページ数: \_\_\_\_\_

(2) \_\_\_\_\_ ページ数: \_\_\_\_\_

(3) \_\_\_\_\_ ページ数: \_\_\_\_\_

(4) \_\_\_\_\_ ページ数: \_\_\_\_\_

(5) \_\_\_\_\_ ページ数: \_\_\_\_\_

4 提出方法

- ・入札参加資格確認申請時の必要書類(契約書及び資格者証の写し等)……郵送(書留、配達記録郵便等)に限る。

## 紙入札方式参加届出書

年 月 日

(あて先) 流山市長

住所

商号又は名称

代表者

(受任者)

担当者名

連絡先 (電話)

下記案件について、流山市電子入札システムによる電子入札に参加できないので、紙入札方式による参加を届出します。

### 記

1 案件名

---

2 履行場所

---

3 電子入札システムに参加できない理由 (□にチェックしてください。)

ICカード新規取得手続中

ICカードの記載事項変更のため再取得手続中

ICカードの失効・破損等による再取得手続中

その他 (具体的に記載してください。)

様式3

# 入札書

(電子入札案件 紙入札業者用)

年 月 日

(あて先) 流山市長

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名 印  
代理人氏名 印

関係法規、設計図書その他関係書類及び現地を承認のうえ、下記金額に法令所定の消費税率を乗じた額に相当する額を加算した金額をもって、契約書のとおり契約いたします。

円也

※金額は算用数字で記入し、頭部に¥をつける。

【くじ番号】※ 任意の3桁の数字を記入する。

--	--	--

(記載がない場合は、電子入札システムのくじ番号自動生成機能により生成した番号がくじ番号となります。)

件名	
----	--

上記の入札について、談合等による入札の公正を害するような不正行為をしていないことを確約いたします。

なお、入札終了後において、談合等の疑義が生じたときは、市のとる措置に従い、一切の異議を申し立てないことを併せて確約いたします。

## 立会委任状

年 月 日

(あて先) 流山市長

住所

商号又は名称

代表者 (※)  
(受任者)

※本人(代表者等)が手書きしない場合は、  
押印してください。

私は都合により次の者を代理人と定め、下記案件の開札立会いに関する一切の権限を委任いたします。

代理人氏名 (※)

※本人(代理人)が手書きしない場合は、  
押印してください。

### 記

1 案件名

---

2 履行場所

---